

令和元年第3回

臨時会会議録

会 期

令和元年8月20日(火)

会 議 日

令和元年8月20日(火)

東串良町議会

令和元年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和元年8月20日 午前10時45分
閉 会 令和元年8月20日 午前10時58分

出席議員（10人）

1番 小川香織	2番 児玉勇治
3番 瀬戸山譲一	4番 牧原完治
5番 西園貞美	6番 泊重巳
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊重巳 7番 前田隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順
副町長	畠中勇一郎
総務課長	江口勝志
農林水産課長	木佐貫勝志
企画課長	中島孝一
総務課長補佐	上野史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

日程第 4 議案第30号 パソコン購入契約について

日程第 5 議案第31号 トラクター購入契約について

日程第 6 議案第32号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約について

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

日程第 4 議案第30号 パソコン購入契約について

日程第 5 議案第31号 トラクター購入契約について

日程第 6 議案第32号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時45分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和元年第3回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 泊 重巳議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

説明申し上げます。

議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に7,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億970万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による所です。

次に、地方債への変更は、第2表「地方債補正」による所です。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第29号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第30号 パソコン購入契約について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 議案第30号 パソコン購入契約についてを議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

議案第30号 パソコン購入契約について御説明申し上げます。

令和元年度第1回電算用関連機器共同調達購入事業において、購入するパソコンの
予定価格が700万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議
会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議
会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

確認ですが、Windows 7を10にするという内容でいいんでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

Windows 7のサポートが2020年、いわゆる来年の1月14日にサポート
が終了ということになっております。それに伴いまして、Windows 10に乗せ
かえるというものでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

この数量がデスクトップ型で160台というのは、これは学校なども、つまり本町
が管理する全ての施設でのパソコンということで160台にもなるんでしょうか。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

160台の内訳でございますが、まず学校関係につきましては、6月補正で計上いたしましたとおり、学校関係で別枠で購入いたす予定としております。160台につきましては、役場庁舎内、あるいは職員の部分と、あるいはパート職員さんの部分に配置するものでございまして、給食センター、あるいは福祉センター、それから体育館という出先も含めて160台の購入をするところでございます。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第30号 パソコン購入契約についてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第31号 トラクター購入契約について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第31号 トラクター購入契約についてを議題とします。



## 会 議 の 経 過

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

議案第31号 トラクター購入契約について御説明申し上げます。

令和元年度地域振興推進事業（柏原海岸周辺環境整備事業）において、購入するトラクターの予定価格が700万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第31号 トラクター購入契約についてを採決します。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第32号 東申良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約について

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第6 議案第32号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第32号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約について御説明申し上げます。

本町有機堆肥センターが老朽化により、施設の改修が必要になっており、堆肥化施設に関して専門的な知識を有する鹿児島県地域振興公社と締結する業務委託契約が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

堆肥センターの必要性は十分私も認識しているわけです。しかしながら、今回のこの莫大な金額、金額については予算でも認められたわけなんです。当初から公社ありきでずっと進められているんですよ。他の会社とか詳細について全然調査がされていない。よって、このような随契というのは、私には理解できません。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

反対討論ですか。

4 番（牧 原）

はい、反対討論です。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

次に、賛成者の発言を許します。

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

私は、賛成の立場で討論をいたします。

確かに反対者の意見もわからないわけではないですが、緊急性があるということで、今回の臨時議会に議案を提出されたということを考慮すれば、これを今ここで反対をすれば、一番困るのは農家ではないかというふうに思っております。いろいろ議論すべき点もありますが、今回のこの件に対しましては、私は賛成の立場で討論をいたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第32号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する契約についてを採決します。

本件は、異議がありますので起立によって採決を行います。

本件は、このとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、本件は否決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時58分